

浄化槽清掃業務委託契約書

業務の委託について、委託者 (以下「甲」という。)
と受託者 (以下「乙」という。) とは、次の条項により
業務委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、浄化槽法第10条により次に掲げる業務 (以下「業務」という。) を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 業務の名称 浄化槽清掃業務

(委託期間)

第2条

(1) 業務の委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、甲、乙双方に異議がない場合は、さらに1年間その効力を延長するものとし、以後この例による。

(2) 業務の実施の時期は、甲の指示期日とする。尚、指示期日なき場合は、甲乙協議のうえ、適時業務を遂行するものとする。

(委託料)

第3条

(1) 業務委託料の額は、1石 (180ℓ) 当たり 金 3,700 円 とする。ただし、改定があったときは、その額とする。

(2) 委託料の支払いは、乙の実績に基づく請求書により支払うものとする。

(3) 乙は、前項の請求書を支払い月の前月末までに甲に提出するものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第4条 乙は、この契約にかかる権利または業務を第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(再委託の制限)

第5条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。

(損害の負担)

第6条

- (1) 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。
- (2) 乙は、業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(清掃の立会と業務)

第7条 甲は、清掃時に浄化槽管理士と立会して、乙は浄化槽法の有資格者が作業を行う。

(契約の解除)

第8条

- (1) 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。
- (2) 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても甲に対し、その補償を請求することができないものとする。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(協 議)

第10条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者（甲）住所

氏名

受託者（乙）住所

氏名